

令和8年第1回

福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和8年2月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

## 令和8年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示.....	1
2	招集年月日.....	1
3	招集の場所.....	1
4	会議の時刻.....	1
5	応招議員.....	1
6	不応招議員.....	1
7	出席議員.....	1
8	欠席議員.....	1
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
10	議事日程.....	2
11	本日の会議に付した事件.....	2
12	会議の経過.....	2
	(1) 開会及び開議の宣告.....	2
	(2) 諸般の報告.....	3
	(3) 議席の指定.....	3
	(4) 会議録署名議員の指名.....	3
	(5) 会期の決定.....	3
	(6) 議案第1号から第7号の提出.....	3
	(7) 提案理由の説明.....	3
	(8) 議案第1号の説明、採決.....	5
	(9) 議案第2号の説明、採決.....	6
	(10) 議案第3号の説明、採決.....	7
	(11) 議案第4号の説明、採決.....	7
	(12) 議案第5号の説明、採決.....	8
	(13) 議案第6号及び第7号の説明、採決.....	10
	(14) 閉議及び閉会の宣告.....	13

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第2号

令和8年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年1月13日

福島県後期高齢者医療広域連合長 馬場 雄基

1 日時 令和8年2月9日(月)午後2時

2 場所 福島市杉妻町3番45号  
杉妻会館 3階 「百合」

2 招集年月日

令和8年2月9日(月曜日)

3 招集の場所

杉妻会館 3階 「百合」

4 会議の時刻

令和8年2月9日(月曜日) 午後1時48分開会、午後2時30分閉会

5 応招議員

7番 坂本 浩之 君	8番 大堀 武 君	9番 清川 雅史 君
10番 佐藤 瞭二 君	11番 杉本 智美 君	12番 本多 勝実 君
13番 高橋 道也 君	14番 角田 真美 君	15番 五ノ井 義一 君
16番 吉田 義則 君		

6 不応招議員

1番 椎根 健雄 君	2番 内田 広之 君	3番 遠藤 忠一 君
4番 須田 博行 君	5番 佐藤 淳一 君	6番 高橋 廣志 君

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	馬場 雄基 君	副広域連合長	高橋 宣博 君
会計管理者	木村 佳子 君	事務局長	本田 博進 君
事務局次長	泉 志保 君	総務課長	中野 敬一 君
業務課長	鈴木 武志 君		

10 議事日程

日程第 1	諸般の報告
日程第 2	議席の指定
日程第 3	会議録署名議員の指名
日程第 4	会期の決定
日程第 5	議案第1号から第7号の提出
日程第 6	提案理由の説明
日程第 7	議案第 1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 2号 福島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 9	議案第 3号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第 4号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第 5号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第12	議案第 6号 令和8年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第13	議案第 7号 令和8年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

11 本日の会議に付した事件

「10 議事日程」に記載のとおり。

12 会議の経過

(午後1時48分)

(1) 開会及び開議の宣告

議長（清川 雅史君） ただいま出席議員が定足数に達しておりますので、これより「令和8年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。

ご報告いたします。

椎根 健雄君、内田 広之君、遠藤 忠一君、須田 博行君、佐藤 淳一君、高橋 廣志君より、欠席の届がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

(2) 諸般の報告

議長（清川 雅史君） 日程第1「諸般の報告」を行います。

7月に開催した令和7年第2回議会定例会以降に、議員の異動がありましたので報告いたします。

令和7年9月27日に、内田 広之君が任期満了となりました。

これにより令和7年9月12日告示の補欠選挙が執行され、内田 広之君が再選されました。

また、令和7年11月25日付けで、高玉 良一君より辞職願が提出され、同日これを許可しました。

これにより令和7年12月17日告示の補欠選挙が執行され、杉本 智美君が当選されました。

(3) 議席の指定

議長（清川 雅史君） 次に、日程第2「議席の指定」を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回、補欠選挙において当選された内田 広之君の議席を2番、杉本 智美君の議席を11番に指定します。

(4) 会議録署名議員の指名

議長（清川 雅史君） 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第73条の規定により、会議録署名議員に、7番 坂本 浩之君、16番 吉田 義則君を指名いたします。

(5) 会期の決定

議長（清川 雅史君） 次に、日程第4「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、議事日程のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

(6) 議案第1号から第7号の提出

議長（清川 雅史君） 次に、日程第5「議案第1号から第7号の提出」を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。

議案は先にお渡ししておりますので、ご了承願います。

(7) 提案理由の説明

議長（清川 雅史君） 次に、日程第6「提案理由の説明」を行います。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（馬場 雄基君） 本日、ここに、令和8年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議

会定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

提案理由に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関し、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月の制度創設以来18年が経過しようとしています。高齢者の皆様が安心して医療を受けられる制度として、構成市町村のご協力のもと、適正な運営に努めてきました。

本年は、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となり、後期高齢者の割合が一段と高まる中、医療費の増加が引き続き見込まれております。こうした状況を踏まえ、その負担能力に応じて公平に医療保険制度を支え合うという観点から、令和8・9年度には、医療分の保険料賦課限度額が現行の80万円から85万円へ引き上げられる予定であり、制度の持続可能性を確保するための対応が進められております。

加えて、高齢化の進展や医療の高度化、高額な薬剤の普及等により、高額療養費制度の給付額も年々増加しており、現役世代を中心とした保険料負担が増大しています。すべての世代の保険料負担の公平性確保と軽減を図るため、政府においては負担限度額の見直しを含め、高額療養費制度全体のあり方が引き続き検討されており、その動向を注視しているところです。

次に、出産や子育てをめぐる支援については、国において制度の整理・強化が進められております。出産育児支援金をはじめとする既存の支援策に加え、次世代育成を社会全体で支え合う仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」が創設され、関連施策の財源として令和8年度から導入されるものです。後期高齢者医療制度においても、令和8年度以降、被保険者の保険料に反映される見込みです。制度の趣旨を踏まえ、子育て世代のみならず、すべての世代が支え合い、安心して子どもを産み育てられる社会の実現に向けた新たな仕組みとして、適切に対応してまいります。

また、こうした制度改正による保険料への影響についても十分に精査し、被保険者の負担が急激に増加することのないよう、慎重な配慮のもと保険料率の算定を進めてまいります。

次に、「マイナンバーカードと保険証の一体化」については、令和6年12月2日より被保険者証の新規交付を停止し、申請不要の「資格確認書」を交付する暫定的な運用を令和8年7月まで継続しております。令和8年8月以降の取扱いについては、現在、国において審議会等を通じて検討が進められており、制度変更による被保険者の混乱を防ぐため、市町村と連携しながら、引き続き丁寧な周知・広報に努めてまいります。

また、東日本大震災に伴う避難指示区域等における被保険者に対する保険料や一部負担金の減免措置については、令和5年度より段階的な見直しが進められております。令和7年度からは一部地域において一部負担金の免除が終了となっていることから、対象者に丁寧に説明し、ご理解を得られるよう引き続き取り組んでまいります。

次に、健康の保持・増進に向けた取り組みについては、第3期データヘルス計画に基づき、着実に施策を推進しております。計画は6年間の期間であり、令和8年度は中間評価および計画の見直しを実施する年度となります。すべての市町村において「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組んでおり、加えて、オーラルフレイル予防強化の一環として、歯科口腔健康診査の対象に75歳到達者に加え、80歳到達者を追加して実施しています。

一方で、これらの取り組みをより効果的に進めるためには、健診受診率の向上が不可欠であ

り、今後も受診勧奨の強化を通じてさらなる向上を目指してまいります。

次に、医療費の適正化については、引き続き、医療機関からの請求内容の点検や交通事故等による第三者行為求償の徹底を図るほか、ジェネリック医薬品の使用促進、被保険者への医療費通知等を通じて、被保険者の理解と協力のもと、適正な医療給付の実現に取り組んでまいります。

以上、後期高齢者医療制度について的一端を申し上げましたが、今後も、健全な財政運営と医療保険制度の安定的な運営を図り、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう努めてまいりますので、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、本定例会に提出いたしました案件について申し上げます。提出いたしました案件は、条例に係る議案が4件、予算関係の議案が3件、合わせて7件であります。

「議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」は、令和8年度及び令和9年度における保険料の所得割率、均等割額、賦課限度額、軽減判定所得等を定めるため、所要の改正を行うものです。

「議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」については、物価変動等に伴う報酬額の改定など、所要の改正を行うものです。

「議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第4号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」については、いずれも引用している法令の改正に伴い、所要の改正をするものです。

「議案第5号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出、それぞれ2,631万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、2,650億6,621万5千円とするものです。

「議案第6号 令和8年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、歳入歳出予算の総額を、前年比5,661万8千円の減額となる10億7,253万8千円とするものです。

「議案第7号 令和8年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を、前年比99億8,995万9千円の増額となる2,703億8,384万6千円とするものです。

以上が提出議案の概要となります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

#### (8) 議案第1号の説明、採決

議長(清川 雅史君) 次に、日程第7「議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(本田 博進君) 「議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

議案書では3ページからとなりますが、9ページをご覧ください。

当該条例の改正につきましては、令和8年度及び令和9年度における保険料の所得割率、均

等割額、賦課限度額、軽減判定所得等の改正を行うものであります。

主な内容につきましては、議会運営協議会における報告事項の「令和8・9年度の保険料率（案）について」において、ご説明した通りです。

条例の施行日は、令和8年4月1日です。

変更箇所は、11ページから20ページの新旧対照表をご覧ください。

議案第1号の説明は以上です。

議長（清川 雅史君） それでは、議案第1号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

(9) 議案第2号の説明、採決

議長（清川 雅史君） 次に、日程第8「議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（本田 博進君） 「議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

議案書では21ページからとなりますが、24ページをご覧ください。

当該条例の改正につきましては、物価変動等に伴い、選挙管理委員会及び附属機関の委員への報酬額の改正及びその他所要の改正を行うものです。

条例の施行日は、令和8年4月1日です。

変更箇所は、25ページから26ページの新旧対照表をご覧ください。

議案第2号の説明は以上です。

議長（清川 雅史君） それでは、議案第2号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

(10) 議案第3号の説明、採決

議長(清川 雅史君) 次に、日程第9「議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(本田 博進君) 「議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

議案書では27ページからとなりますが、30ページをご覧ください。

当該条例の改正につきましては、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、部分休業に係る規定を整備するため、所要の改正を行うものです。

条例の施行日は、令和8年4月1日です。変更箇所は、31ページから33ページの新旧対照表をご覧ください。

議案第3号の説明は以上です。

議長(清川 雅史君) それでは、議案第3号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

(11) 議案第4号の説明、採決

議長(清川 雅史君) 次に、日程第10「議案第4号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（本田 博進君） 「議案第4号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について説明します。

議案書では34ページからとなりますが、37ページをご覧ください。

当該条例の改正につきましては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、仕事と育児との両立支援制度に関する職員の意向確認等に係る規定を加えるほか、その他所要の改正を行うものです。

条例の施行日は、令和8年4月1日です。

変更箇所は、38ページから40ページの新旧対照表をご覧ください。

議案第4号の説明は以上です。

議長（清川 雅史君） それでは、議案第4号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

## （12）議案第5号の説明、採決

議長（清川 雅史君） 次に、日程第11「議案第5号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（本田 博進君） 「議案第5号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について説明します。

議案書では41ページからとなりますが、53ページをご覧ください。

歳入の主な補正内容を申し上げます。

表の一番上の項目が記載されておりますが、第3号補正の欄に基づき説明いたします。

まず、1款 市町村支出金は、17億1,565万4千円の増額です。

これは、主に、1目の保険料等負担金のうち、保険料が被保険者全体の所得増により、12億円余増となったことなどによるものです。

2款 国庫支出金は、16億2,834万6千円の減額ですが、その内訳は、1項 国庫負担金については、主に、療養給付費負担金が給付見込みの減により2億8,623万9千円

の減となるなど、合計で2億463万7千円の減となるほか、2項 国庫補助金については、普通調整交付金が6億1,450万円の減、特別調整交付金が6億5,542万9千円の減など、合計で14億2,370万9千円の減となったことによるものです。

3款 県支出金は、1,381万1千円の減額ですが、これは、給付見込みの減により、療養給付費負担金が9,541万3千円の減となる一方、レセプト1件あたり80万円を超える高額医療レセプトの見込み件数の増などにより、高額医療費負担金が8,160万2千円の増となるため、合計で1,381万1千円の減額となるものです。

4款 支払基金交付金は、給付見込みの減により、8億7,681万4千円を減額するものです。

7款 繰入金は、補正予算総額の歳入歳出を調整するために、運営安定化基金繰入金に7億7,696万9千円を増額するものです。

8款 繰越金は、前年度の療養給付費負担金等の精算に伴う償還額の不足分6億4,282万8千円について、「2節 その他繰越金」から「1節 療養給付費等繰越金」へ節間で予算の組替をするものです。

10款 諸収入は、雑入として、前年度保険料還付金の超過分の返納分3万3千円を増額するものです。

次に、歳出の主な補正内容を申し上げます。

議案書の54ページをお開きください。

同じく第3号補正の欄をご覧ください。

1款 総務費は、595万4千円の減額ですが、これは、医療費適正化等推進事業及び人件費などに係る所要見込み額の減によるものです。

5款 保健事業費は、4,348万8千円の減額ですが、これは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業などの事業費の額の確定により減額するものです。

6款 基金積立金は、令和6年度決算の剰余金の額の確定により、5億1,485万6千円を増額するものです。

8款 諸支出金は、前年度の療養給付費負担金等償還金の精算に伴う額の確定等により、6億6,591万5千円を増額するものです。

9款 予備費は、償還金の増額補てん分などと、基金積立金へ振替する令和6年度決算の剰余金分を合わせて、11億5,768万4千円を減額するものです。

52ページにお戻りいただきまして、令和8年度以降にわたる債務負担行為について、記載の2つの業務を定めるものです。

議案第5号の説明は以上です。

議長（清川 雅史君） それでは、議案第5号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

(13) 議案第6号及び第7号の説明、採決

議長（清川 雅史君） 次に、日程第12「議案第6号 令和8年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第13「議案第7号 令和8年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は関連がありますので、一括議題にしたいと思います。

お諮りいたします。

一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（本田 博進君） 「議案第6号 令和8年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について説明します。

議案書では55ページからとなりますが、68ページをご覧ください。

一般会計の構成を円グラフで示してございます。

歳入は、市町村から共通経費として納付される「分担金及び負担金」が10億4,550万5千円で、全体の約97%を占めています。

歳出は、民生費が9億2,453万1千円で、全体の約86%を占めています。

続いて、69ページをご覧ください。

上の表が歳入、下の表が歳出です。

主に、表の一番上の項目の「R8当初予算額①」の欄に基づき説明いたします。

はじめに、歳入について主なものを申し上げます。

1款 分担金及び負担金 10億4,550万5千円は、構成市町村からの共通経費負担金です。

共通経費所要額は前年度より増額となりますが、控除する令和6年度剰余金である調整額が前年度より増となるため、対前年比4,786万3千円の減となります。

3款 繰越金 2,530万8千円は、前年度からの繰越金です。

4款 諸収入 172万4千円は、預金利子及び市町村からの派遣職員の、公舎入居家賃自己負担分などとなっております。

預金利子の利率上昇などにより、対前年比60万3千円の増となります。

続きまして、下の表の歳出でございまして。

1款 議会費 85万2千円は、議員16名の報酬等です。

2款 総務費 1億3,677万3千円は、派遣職員人件費のうち事務局長、次長、総務課

職員の人件費負担金及び事務局管理運営費等です。

人事院勧告に基づく人件費の増額などにより、対前年比512万1千円の増となります。

3款 民生費 9億2,453万1千円は、システム運用費や業務課職員の人件費など特別会計の共通経費分へ充てる繰出金などです。

特別会計の共通経費に係る費用は前年度より増となりますが、控除する財源のうち令和6年度剰余金である調整額が前年度より増となるため、対前年度比6,200万4千円の減となります。

4款 予備費 1,038万2千円は、年度途中における予算の不足や予想外の支出に対応する際の財源とするものです。

以上により、合計欄に記載のとおり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ対前年比5,661万8千円減の、10億7,253万8千円とするものです。

議案第6号の説明は以上です。

続きまして、「議案第7号 令和8年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について説明します。

議案書では70ページからとなりますが、90ページをご覧ください。

この資料は、令和8年度特別会計における財政の概要で、中央のグラフは歳入、歳出の構成比率を示しています。

右側の歳出については、保険給付費が2,659億8,802万5千円で、歳出全体の98.4%を占めています。

主な給付についてご説明いたします。

右端の「保険給付費」の枠をご覧ください。

「療養給付費」が、2,481億2,897万円です。

主な内訳ですが、①療養の給付費2,429億268万4千円は、医療機関などへ支払う医療費等です。

②入院時食事療養費32億134万6千円は、入院時の食事代や生活療養を受けた際に、標準負担額を超える部分を給付するものです。

④療養費20億2,493万9千円は、補装具の作製や、柔道整復、針・灸・あんま・マッサージの施術などにかかる療養費です。

次に、訪問看護療養費22億1,631万7千円は、在宅療養されている方が、指定訪問看護を受ける場合に支給されるものです。

次に、高額療養費137億244万1千円は、ひと月の自己負担額が限度額を超えた場合に、超えた額を支給するものです。

次に、葬祭費11億5,365万円は、被保険者がお亡くなりになった場合に、葬祭の執行者に1件あたり5万円を支給するものです。

次に、下の枠の「その他の支出」ですが、特別高額医療費共同事業拠出金等1億4,146万2千円は、レセプト1件あたり400万円を超える高額な医療費の発生による財政リスクを緩和するための共同事業への拠出金等です。

次に、保健事業費16億3,220万3千円は、健康診査事業や、高齢者の保健事業と介護

予防等の一体的な実施にかかる保健事業を市町村に委託する費用です。

次に、総務費11億1,918万3千円は、被保険者資格管理費用、療養給付費の支給に係る事務費、電算処理費、医療費適正化等推進事業などに係る費用です。

次に、支払基金拠出金12億2,087万6千円は、出産育児支援金などを支払基金に拠出する費用です。

続きまして、歳入をご説明いたします。

グラフの左側をご覧ください。

歳入の財源として、上から4つ、オレンジ色・黄色の部分は、交付金及び公費負担部分で、全体の47.5%となっています。

上から5つ目の緑の部分は支払基金交付金で、全体の37.3%となっています。

そして、被保険者が負担する保険料等、薄水色・水色の部分が全体の11.0%となっています。

その他の合計は全体の4.2%となっています。

それでは、上から順にご説明いたしますので、左端の囲みも併せてご覧ください。

各表題の色はグラフの色と対応しています。

まずオレンジ色、国の普通調整交付金241億3,724万4千円は、広域連合間における被保険者の所得格差による財政力の不均衡を調整するため交付されるものです。

次に黄色、国・県・市町村が定率で負担する療養給付費等負担金は、療養給付等にかかる費用について、国が624億9,836万2千円を、県と市町村は、それぞれ208億3,278万8千円を負担するものです。

次に緑、支払基金交付金1,009億2,576万8千円は、現役世代からの支援金として、支払基金から交付されるものです。

次に薄水色、保険料222億9,775万9千円は、被保険者が納める保険料です。

次に水色、公費補てん73億8,729万8千円は、低所得者等の保険料軽減分で、県、市町村が、保険基盤安定負担金として負担するものです。

次にピンク色、高額医療費に対する支援36億8,870万6千円は、高額な医療費の発生による財政リスクを緩和する高額医療費負担金、及び、著しく高額な医療費が発生した場合に交付される特別高額医療費共同事業交付金です。

次に紫色、原発事故に係る財政支援19億435万円は、原発事故による被保険者の保険料の減免及び、窓口で支払う一部負担金の免除にかかる費用が国から補てんされるものです。

次に肌色、運営安定化基金繰入金20億円は、保険給付、保険料率の調整を図る財源として、運営安定化基金から繰り入れるものです。

以上によりまして、ページ中央上部に記載のとおり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ対前年比99億8,995万9千円増の2,703億8,384万6千円とするものです。

議案第7号の説明は以上です。

議長（清川 雅史君） それでは、議案第6号及び第7号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。  
討論される方はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号及び第7号は、これを原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号及び第7号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

(14) 閉議及び閉会の宣告

議長(清川 雅史君) これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で会議を閉じ、令和8年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後2時30分)